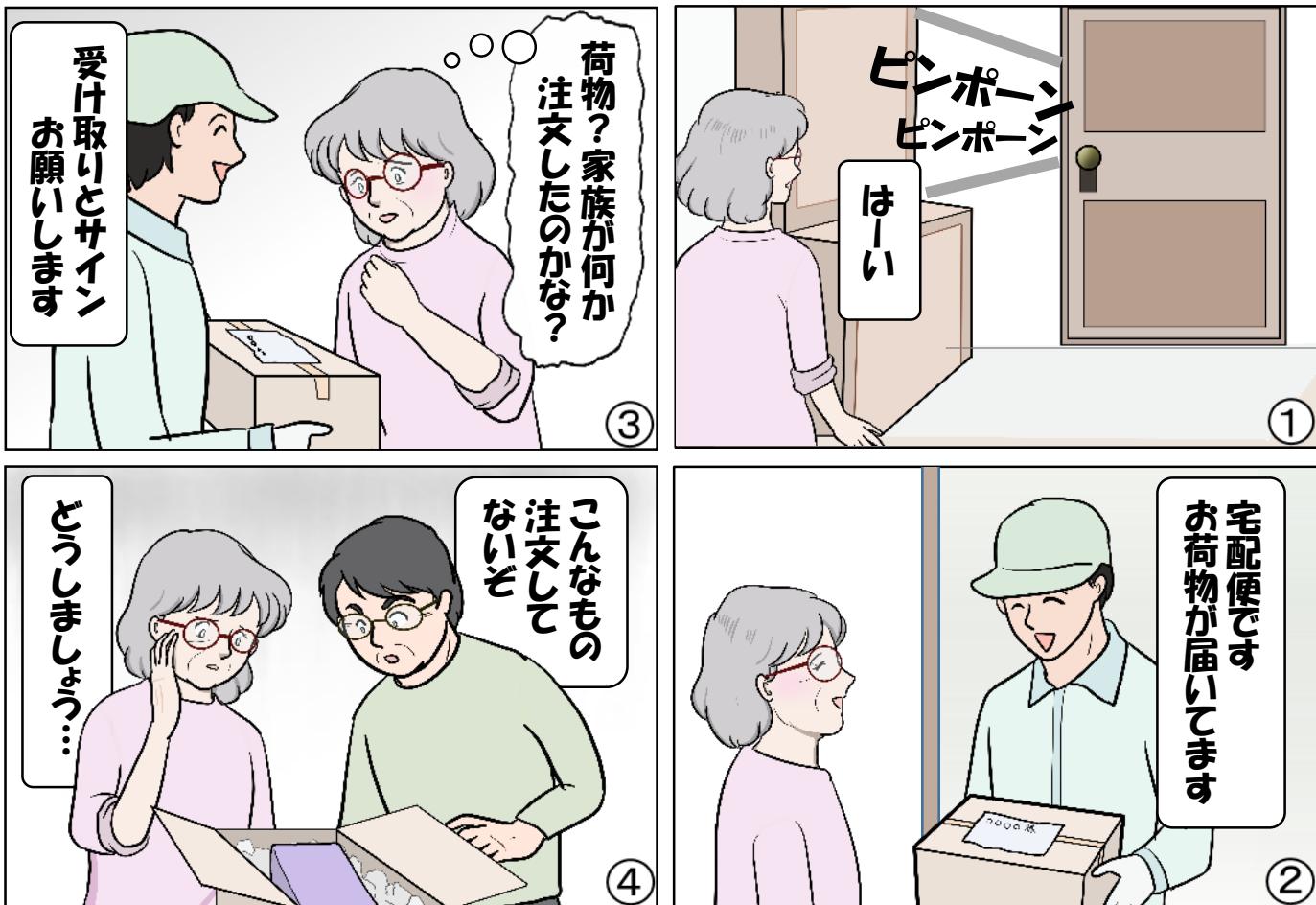


ホットな消費者見守りニュース

身に覚えのない荷物が届いた…どうしよう…



ポイント

- 身に覚えのない荷物が届いた場合、まずは次の点を確認しましょう
 - ・家族が注文したものや友人等からの贈り物ではないか
 - ・ネット通販（定期購入を含む）で注文したことを見失してしまったのではないか
- 荷物を受け取るかその場で判断できないときは、配送業者にその旨説明し、いったん荷物を持ち帰ってもらうよう頼みましょう。
- 荷物を受け取ってしまった場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。なお、注文していないのに一方的に送り付けられた商品については、開封してしまったとしても代金を支払う義務はありません。

■ 消費者ホットライン 188 でお近くの相談窓口につながります ■

和歌山県消費生活センター 073-433-1551
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 0739-24-0999
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内